

(生活福祉資金) 新型コロナウイルス特例貸付の申請受付は

**令和3年3月末** まで延長になりました。

新型コロナウイルスの影響を受け、収入減少や失業等により日常生活の維持が困難で、緊急かつ一時的な生計維持のための費用を必要とする世帯を対象とした「生活福祉資金：新型コロナウイルス特例貸付（緊急小口資金／総合支援資金）」の申請受付は令和3年3月末まで延長となりました。

詳しくは、お問い合わせください。

なお、年末年始のため、12月29日～1月3日は休館となっております。

申請受付は1月4日以降となりますので、ご了承ください。

<問合せ先>

猪名川町社会福祉協議会（生活福祉資金担当）

☎：072-766-1200